

表3 EU 主要国の政府による住宅規制

(単位: %)

		オーストリア	ベルギー	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ポルトガル	スペイン	スウェーデン	イギリス
直接的な公的助成金													
住宅に対する公的支出の対GDP比	1990	0.1		0.6	0.2	0.7	0.3a	0.0	0.3	0.0	0.1	1.1a	1.3
	2004	0.1	0.1	0.7	0.3	0.8	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	0.6	1.4
住宅給付の受給世帯の割合(%)				21	20	23	7	0.5	14		12	6.3	19
社会住宅への補助金	建設費	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
	運営費	N	Y	N	N	Y	N	N	N	Y	N	N	
間接的な公的助成金													
持ち家者に対する住宅ローン減税		N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	N	N	N
制度													
新規民間賃貸住宅への家賃規制		Y		Y	N	N	Y	N	Y		N	Y	N
社会住宅の家賃規制		Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
低所得者や弱者を対象とする社会的住宅		Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
民間より社会的借家人に対する強い保護規制		N	Y	Y		Y	N	Y	N	Y	N	N	N
社会的住宅の民営化の許可			Y		Y	Y		Y	Y		Y	Y	Y

注: Y=規制あり、N=規制なし 空欄=情報が利用不可

a:1995 年のデータ

原出所: ECB2003; Eurostat 2009b; MOI and Federcasa 2006

出所: Fahey, Tony and Norris, Michelle (2010) pp.486-487 より筆者が抜粋

4. 住宅手当導入の論点

国土交通省・社会资本整備審議会の 2005 年9月の審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」では、「民間住宅を活用した家賃補助」の導入が効率性の高い政策手段として提示され、制度としての課題は多いものの、具体的な方法として、地方自治体が民間住宅を借り上げ、公営住宅として貸し出す手法が示されている。

山崎(2001)のように、所得再分配の方法として、所得補助ではなく、家賃補助も含めた住宅政策の合理性を疑問視する論調もあるが、経済学の立場からも、建築学や住宅学の立場からも家賃補助(住宅手当)導入に前向きな論調は多い。

岩田(1977)は、資源配分の効率性を達成するためには、家賃の決定を市場に委ねるべきで、既得権益保護の分配上の不公正という問題も生じないとして家賃補助を提案している。八田(2005)は、家賃補助は大家にリスクプレミアムを公的に支払うことで、借家市場における情報の非対称性という市場の失敗への対策として評価している。大竹(2005)、園田(2005)、内田(2004)などの識者は課題をあげつつも住宅手当導入を歓迎するが、浅見(2005)、住田(2007)は、民間の住宅ストックの質的問題から家賃補助の導入には慎重な立場をとる。日本建築学会関東支部住宅問題部会のシンポジウム「公共賃貸住宅 VS 家

賃補助」(1994年3月)は、論点を明確に整理され、多くの示唆に富む。

以下、具体的に日本に住宅手当を導入すべき課題について考えていこう。住宅手当の具体的な論点整理は、塩崎(1992)、住田(2007)があり、具体的な費用推計は室田(2010)の研究がある。

本稿では、自治体が人口定着を目的として行っている家賃補助ではなく、世帯類型を問わない居住保証型¹⁶として支給される住宅手当(家賃補助)について検討する。

(1) 対象者の収入基準

住宅手当を導入している国の多くが、所得制限を設けている。アメリカなど相対的貧困基準として使用される中位所得の50%を目安とする方法もあるが、徴税の捕捉率に問題がある日本では難しい。

住田(2007)は所得制限の目安として、公営住宅の入居基準である収入分位25%以下としているが、室田(2010)は他の所得階層に比べて家賃負担率が重い年収200万円未満の労働者世帯(2人以上)、公営住宅の基準では自治体の裁量階層となる同40%以下を対象とすべきであるとしている。筆者は、現行の公営住宅入居基準である収入分位25%以下を基準として採用し、高齢者、障害者、母子世帯等については家賃保障制度や地域密着のNPOなどを活用した人的サポートに比重をおくべきと考える。また、住宅コストの検討が別途必要であるが、表2でみた「基準家賃」や多くの国で比較がないので単純には表2で見たようなオーストラリアの「基準家賃」やオランダ「最低標準家賃」などの指標を日本に取り入れる場合には、住宅扶助の級地別の金額(特別基準額)を採用するのが一案であろう。つまり、住宅扶助基準額以内は家賃補助の対象とせず、実際の家賃(上限額あり)と住宅扶助の差額に一定の乗率をかけた額を給付額とする方法である。具体的な金額設定については、より詳細な他国の給付形態の検討や個票を用いた実証分析の結果が必要であるため、今後の課題としたい。

また、資産要件を課すかについては、イギリスは資産要件を課しているが、実際には生活保護の資力調査に相当するほどの厳格な調査は難しい。少なくとも、同一県内に持ち家がある場合などは、対象外とするべきではないだろうか。持ち家層を対象とすべきかについては、室田(2010)が持ち家層も対象にすべきとするが、持ち家層に対しては住宅ローン減税や帰属家賃などすでに利益を得ていると考え、対象外とすべきであろう。むろん、こうした持ち家優遇策と家賃補助を同時に見直す方法も今後の検討課題である。

先述した表3のEU諸国の住宅手当受給世帯の割合を見ると、20%を超える国がある一方で、1%にも達しない国もある。住宅に対する考え方や住宅市場動向による影響が大きい問題であるので、具体的な検討は今後に譲りたい。また、表に記載されていないアメリカは、海老塚(2010a)によれば、財政的制約から資格要件があつても受給できない世帯が多く、

¹⁶ 東京都江東区では、高齢者を対象として「高齢者世帯民間賃貸住宅家賃等助成事業」が2002年度から2006年度まで行われてきたが、バブル後の家賃高騰問題が一段落したとして現在は行われていない。江戸川区では、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯等を対象とした「民間賃貸住宅家賃等助成制度」が、今までの家賃と転居後の家賃の差額を支給しているが、世帯類型が限定されているのが特徴である。

2005年時点で資格要件のある世帯のうち9%程度しか受給していないという。

(2) 給付方法、現金かハウチャーか

イギリスの家賃補助は、公営住宅入居者については給付分相当額の家賃が減額され、給付は直接公営住宅の家賃会計に振り込まれる。民間賃貸住宅の場合は、地域住宅給付金(Local Housing Allowance)が、申請者に支払われることになっている。

申請者に住宅給付が支払われる場合の懸念として、本来意図せざる目的に使用されるのではないかという指摘があるが、海老塚(2010b)は、本人に住宅給付を直接支給しても、家賃の不払い、あるいは貸し主の家賃不払いを恐れての貸与の拒否はおきていないとする。この理由に、ホームレスについては、貸し主に家賃相当額を直接支払う制度が残されていることもある。

アメリカは使途を住宅に限定するために、ハウチャーを採用している。ハウチャーは入居者に対して支給され、金額も家賃とは無関係に収入で決定されるため、借り主が自由に住宅の水準や家賃を決定できるという利点がある。日本では介護保険の家族給付や子ども手当など、高額な現金給付の使途に対し厳しい見方がある。ハウチャーの活用は、こうした懸念に対処する方法として評価できるが、アメリカは自治体によって制度が異なり、約3000の自治体ごとにそのハウチャー制度が異なる。また、予算が圧倒的に足りない状況で、新規受付を中止する自治体(海老塚 2010a)もあり、優先入居世帯を除けば受給は困難でその待機期間は10年から12年程度にも及ぶという(森田 2006)。Newman(2007)によれば、ハウチャーの支出額は対GDP比の0.1%、住宅関係予算費の34%ではあるが、ハウチャーを受給している世帯の割合は総世帯のわずか1.7%、福祉受給者のなかでも30%程度にすぎない(Newman 2007 p.90)。

ハウチャーの制度は、支出を住宅に限定する効果はあるが、アメリカの事例を見る限り、住宅手当は財政制約との折り合いをどのようにつけるかが課題であるといえる。

(3) 給付額の決定方法

住宅給付を導入している国では、住宅給付額は、生活保護受給世帯はその家賃の全額が給付されるが、生活保護水準以上の世帯は、実際の家賃額の一部が給付される仕組みを採用する国もある。

さらに表2をみると、所得や家賃などの規定を満たした世帯の場合、給付額が家賃だけを算定根拠として計算する国と、家賃と所得を考慮して決定する国に大別できる。前者の場合は、オーストラリアやデンマークなどで、基準家賃を設定し、実際の家賃との差額に一定の割合を乗じた額を支払う(上限あり)の場合が多い。この場合は、基準要件さえ満たせば、実際の給付額に収入の多寡が反映されることはない。

後者の国としてはイギリスがあり、家賃から社会保障給付を除いた純所得の差に0.65を乗じて支払う方法となっている。アメリカは収入に応じたハウチャーが支給される。どちらも、給付額の計算自体にも所得再分配機能を組み込んでおり、基準要件を満たした世帯のな

かでも相対的に高額所得者ほど支給額が低くなるように設定されている。

日本の場合には、民主党がマニフェストに掲げた歳入庁機能がどの程度働くかによるが、実際の給付額には家賃額だけを反映させ、所得水準は計算から除外する方法で計算すべきと考える。

5. 住宅手当の効果

(1) 住宅価格への影響

住宅手当(家賃補助)の問題点として、モラルハザード、「over consuming」(過剰消費)の問題がある。借り手が当初より家賃支出の余裕ができたことから、より高額な家賃の住宅を志向し、結果として住宅価格が上昇するのではないかという懸念がある。また、貸し主の方も住宅給付をみこんで、住宅価格を引き上げる可能性も考えられる。とくに住宅手当が家賃全額保障になるならば、住宅支出を節約しようという金銭的インセンティブをなくしてしまうことになる。

イギリスの1990年代の住宅給付は、実質的な家賃負担の100%を給付する制度であったため、住宅需要が増え、住宅給付金は1989/90年度から1995/96年度にかけて2倍にも増大した(上田 1999)。現在は社会手当受給者は家賃負担が100%保障されるが、それ以上の所得者は(実際の家賃-65%(可処分所得-social assistance benefits))の式で計算されたり、広さと家賃上限の設定でモラルハザードを防ぐ仕組みが導入されている(Kemp 2007)。Kemp(2007)も先行研究からフランスやアメリカでも住宅手当導入時には、同様に家賃上昇の効果があったことを確認している。景気悪化の影響や住宅価格の高騰の影響も背景にあるが、上野(1991)は、家賃補助によって家賃インフレがおこることはなく、家賃価格が上昇すれば供給量が増えるため、需給関係により家賃インフレはほとんど消滅すると説明している。

Kemp(2007)はこうしたモラルハザードを防ぐためには、①住宅支出額の上限設定(家賃上限額の設定)、②住宅手当の上限設定、③行政ルールの3つが必要であるとする。ほとんどの国は、①の住宅支出額の上限設定をしている。たとえばオランダでは年齢(65歳以上、65歳未満)、単身者、2人以上世帯など細かく、課税所得、資産額それぞれの階級ごとに上限額が設けられている。ドイツも広さ(世帯人数別)、部屋数の上限、地域別に住宅手当額をかける工夫をしている。

新制度導入による住宅価格への影響は、アメリカのサブプライムローン問題や地価上昇の影響もあり、家賃への補助だけの影響を精査するのは難しい。アメリカの社会調査では価格上昇はごくわずかであり、受給者は住宅手当が支給されることで、より家賃の高い住宅を志向するのではなく、他の支出項目に支出額をふりむけようとするのではないか(Bradbury and Downs 1981)という見方もある。また1990年代のフランスの研究では、借り主が住宅手当受給者から非受給者にかわると、家賃が上昇したとしている。家賃の上昇は、アメリカのサブプライムローンや住宅市場全体の影響を受けやすく、分析は難しく、詳細な検討は今後の課題としたい。

(2) 労働供給への影響

もう1つ、経済学の視点からとりあげられるのが、住宅手当が労働インセンティブの低下を招くのではないかという問題である。いわゆる貧困のわなの問題である。所得が増えると、住宅手当が減少するため、可処分所得がかえって減少するために、世帯主・配偶者の追加所得を増加させるインセンティブをなくすという問題である。

しかし、この問題を扱った多くの実証研究は理論とは異なる結果であった。イギリス社会住宅の研究(Ford 他 1996)もオーストラリア(Hulse and Randolph 2005)もオーストラリアでは労働要件を住宅手当支給要件にしていないが、労働供給には影響がないことが確認されている。Shroder, Mark(2010)によれば、アメリカでは給付1ドルあたり10セントから20セントの所得の減少をもたらす。また、オーストラリアでは、住宅手当よりも公共住宅の方が、労働インセンティブに負の影響をもたらすとしている。

(3) 居住水準は向上するか

今後の住宅政策を考える上で欠かせないのが、居住水準の向上という問題である。仮に住宅手当を導入しても、供給される民間賃貸住宅の質が向上しなければ、居住福祉の向上にはつながらない。

住宅の質は、居住面積や間取り、日照、騒音などの環境面、耐震性等の建物の質、交通機関の利便性などの多岐にわたる項目によって左右されるが、日本では、住宅建設計画法において、住宅建設に関する目標、適切な規模、構造および設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるよう配慮することとされている。住宅建設5ヵ年計画では、1966年度を第1期として、5ごとに住宅建設戸数の計画や居住水準に関する目標値を設定してきた。第8期については、住宅基本法の制定によって10ヵ年計画に変更されている。

政府は住宅建設計画の策定にあたり、居住水準という指標を、住居の質やこれまでの住宅政策を評価や今後の住宅計画上重要な指標として使用している。現在は、住生活基本計画により、「最低居住面積水準」と「誘導居住水準」という2つの指標が使用されている。「最低居住面積水準」とは、不良で狭小住宅であり、居住に適さないとする住居である。その面積は4人世帯で住居専用面積50m²が1つの目安となっている。「誘導居住面積水準」とは、住戸規模・設備等がめざすべき指標で、一般型と都市の2種類がある。4人世帯で一般型の誘導居住面積水準が住戸専用面積125m²、都市型で95m²が目安とされている¹⁷。

表4は、総務省統計局「住宅統計基本調査」から「最低居住水準」(平成15年まで)、「最低基準面積水準」(平成20年のみ)を満たしていない世帯の割合を所有形態別に時系列で示している。最低居住水準未満の世帯は漸次減少傾向にはあるものの、当初の住宅建設計画では1985年をめどに、すべての世帯が確保されるべきであったのが、現在でも達成

¹⁷ 住生活基本計画の新しい基準では、従前の住宅建設五箇年計画で使用していた「誘導居住水準」、「最低居住水準」より面積基準が引き上げられている。

できていない¹⁸。また、所有形態別にその割合を見ると、民営借家で低い数字となっている。森田(2006)によれば、アメリカやフランスでは住宅手当を給付する条件に面積等の最低居住要件を課している。日本でも、居住水準の向上を目指すために、最低居住水準以上の住居に給付対象を制限する必要がある。

こうした規制は、借り主にとっては居住環境を向上する効果が期待できるが、住宅は高価な財であり、制度変更があったからといってただちに良質な住宅が供給できるわけではない。そのため、一定水準以上の民営借家に需要が集中し、良質な住宅の家賃価格の高騰を招く危険性に注意しなければならない。また、日本の貸し主は零細な個人事業主が多く、老朽化した木造住宅の建て替え資金が工面できず、結果として木造住宅が空き家で放置される危険性も考えられる。空室で老朽化した木造住宅は、地震や火事などの災害時に、倒壊や類焼などで近隣住民に被害を及ぼす可能性もあり、早急な対策が求められる。すでにいくつかの自治体はすでにこうした木造住宅の改築費用の助成も行っており¹⁹、政府による貸し出し支援などの検討が不可欠であろう。

表4 住居の所有形態別 最低居住水準以下の世帯の割合の推移

(単位:%)

	昭和63 (1988)年	平成5 (1992)年	平成10 (1997)年	平成15 (2003)	平成20 (2008)年
世帯総数	9.5	7.8	5.1	4.2	6.7
持ち家	2.7	2.4	1.3	1.1	0.7
借家	20.9	16.6	11.3	9.6	17.4
公営の借家	28.3	20.3	13.6	9.2	8.9
都市再生機構・公社の借家	25.2	21.3	15.4	10.1	9.4
民営借家（総数）	20.4	16.6	11.2	10.3	19.6
民営借家（構造別）	23.3	18.0	12.9 (木造 設備専用)	11.7	19.0
	42.5	57.1	51.5 (木造 設備共用)		(木造)
	12.3	12.7	8.8 (非木造)	8.6	19.9
給与住宅	11.8	11.4	7.2	7.7	14.3

注：母数は、居住水準不詳も含めている。

出所：総務省統計局「住宅・土地統計基本調査」（平成10年、平成15年、平成20年）、「住宅統計調査」（昭和63年、平成5年）より作成

6. おわりに

¹⁸古田・竹下・中園（1991）によれば、公共賃貸住宅の住まい方の実態分析から、統計上の最低居住水準を満たしていても、食寝分離・就寝分離をすべての部屋を使って実現するという住まい方の基準則に適合している割合は低いことを明らかにしている。4人世帯で最も標準的と考えられる3DKにおいても、適合率は20%程度と低い。そのため、居住環境まで考慮すると、最低居住水準以下の住宅は統計上の数値より大幅に上昇するであろう。

¹⁹木造密集住宅地に対する自治体の支援策については、近藤（2006）に詳しい。

本稿は、日本の低所得者向け住宅政策である公営住宅と生活保護制度の現状と問題点を概観し、その問題点を指摘してきた。市場機能を活用した住宅政策がもとめられるなか、住宅形態を問わずに家賃の一定割合を保障する住宅手当は、現在の問題を解消する新たな手法として評価できる。OECD 加盟国のがくが賃貸住宅居住者に対する、就労条件や年齢などを問わずに給付される住宅手当を導入している。過剰消費を防ぐために、世帯規模や広さ、所得要件などを課している国が多く、日本の導入の際にももらうハザードを防ぐ手段を検討すべきである。また住宅手当による「貧困のわな」の状況は実証研究からは必ずしも確認されていない。

住宅手当導入にあたっては、以下の2点も考慮しなければならない。

住宅手当は、老朽化や狭小住宅を市場から退去させ、良質な住宅を安定供給するために市場の機能を利用する制度であるが、以下の2点を考慮する必要がある。1つは、良質な住宅が安定供給されるまでの最低5年程度の移行期間と、老朽化した住宅の建て替え資金等の支援策、もう1つは高齢者、障害者等の人々に対する住宅支援である。住宅手当が導入されれば、一般の低所得者世帯は民間住宅に居住が可能になり、これまでの公営住宅とこうした人々の居住を認める民間住宅が対応することが可能であろう。ただし、家賃保障制度だけではなく、地域住民の理解を得るための NPO 等による人的サポートが不可欠である。

住宅手当の導入には、具体的な費用推計、経済的、福祉的見地からのさらなる検討が必要である。こうした検討は、今後の課題としたい。

<参考文献>

- 浅見泰司(2005)「公的賃貸住宅のあり方」『住宅』54巻7号、p.6
- 岩田規久男(1977)『土地と住宅の経済学』日本経済新聞社
- 上田智夫(1999)「住宅給付」武川正吾・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障1 イギリス』東京大学出版会、pp.183-197
- 上野真城子(1991)「アメリカの政策研究と住宅政策－高齢者住宅政策と家賃補助政策を中心に－」、横浜市企画財政局都市科学研究室、1991年3月
- 内田雄造(2004)「大都市の公営住宅行政の抜本的改革を」『月刊自治研』538巻、pp.82-98
- 海老塚良吉(2010a)「アメリカの家賃補助政策の歴史と現況」建設物価調査会『月刊住宅着工統計』、2010年6月号、pp.6-13
- _____ (2010b)「イギリスの住宅給付－家賃補助の歴史と現況」建設物価調査会『月刊住宅着工統計』2010年8月号、pp.6-13
- OECD(2008)『図表でみる世界の最低所得保障 OECD 給付・賃金インディケータ 働くための福祉の国際比較』明石書店
- 大竹文雄(2005)「公営住宅政策の改善点と今後の課題」『住宅』54巻9号、pp.43-44
- 大本圭野(1991)『<証言>日本の住宅政策』、日本評論社

- (1996)「居住政策の現代史」、大本圭野・戒能通厚編著、『講座現代居住 1歴史と思想』東京大学出版会、pp.89-120
- (2009)「現代日本における居住の貧困と政策転換への課題と取り組み」日本居住福祉学会編『居住福祉研究8』東信堂、pp.38-61
- 亀本和彦(2002)「わが国の住宅政策の変遷と評価そして今後の考察」国立国会図書館『レファレンス』、平成14年7月、pp.6-53
- 五井一雄(1992)「先進諸国の住宅問題と政策」中央大学『経済学論纂』第32巻第5・6合併号、pp.167-182
- ・丸尾直美(1984)『都市と住宅 経済学の提言』三嶺書房
- 小林綏枝・大本圭野(1996)「家賃の原理と政策」、早川和男・横田清編『講座現代居住 4居住と法・政治・経済』東京大学出版会、pp.169-200
- 近藤民代(2006)「木造密集市街地のまちづくり」、塩崎賢明編『住宅政策の再生 豊かな居住をめざして』日本経済評論社、pp.253-274
- 塩崎賢明(1992)「家賃補助論」、塩崎賢明・竹山清明編『賃貸住宅政策論』都市文化社、pp.150-169
- 住田昌二(2001)「公営住宅政策の評価と展望」『住宅』50巻10号、p.7
- (2007)『21世紀のハウジング<居住政策>の構図』ドメス出版
- 園田眞理子(2005)「権利としての公営住宅」、『住宅』、54巻9号、47頁
- 高橋誠(1990)『土地住宅問題と財政政策』、日本評論社
- 武川正吾(1996)「社会政策としての住宅政策」大本圭野・戒能通厚編著『講座現代居住 1歴史と思想』東京大学出版会、pp.61-85
- 玉置伸吾(1993)「17 公営住宅の評価と現代的意義」、住宅問題研究会・(財)日本住宅総合センター『住宅問題事典』東洋経済新報社、pp.206-219
- 仲江肇・青木正夫・竹下輝和・豊福エミリア伸子(1985)「公的賃貸住宅における最低居住水準の見かけの達成率と実質達成率について：その1 問題意識と分析方法」、『日本建築学会学術講演梗概集』、社団法人日本建築学会
- 内閣府(2008)「国民生活に関する世論調査」(2008年6月)
<http://www8.cao.go.jp/survev/h20/h20-life/index.html>:最終アクセス日 2010年9月13日)
- 永井政治(2007)「公営住宅の家賃政策—都営住宅を中心としてー」生活経済学会『生活経済学研究』第25巻、pp.117-126
- 中川雅之(2006)「変わる住宅政策－実験で管理されるシステムへ」、家計経済研究所『季刊家計経済研究』第69号、pp.11-20
- 日本住宅会議(2009)『格差社会の居住貧困』ドメス出版
- 八田達夫(2005)「新住宅答申にあたって」『住宅』54巻9号、p.5
- 早川和男(1993)『居住福祉』岩波書店
- 平山洋介(2009)『住宅政策のどこが問題か <持家社会>の次を展望する』光文社新書
- 広田剛(1970)「募集今昔物語(都営住宅・戦後の募集奮闘記)」社団法人日本住宅協会『住宅』1970年2月号、pp.19-35

- 藤田孝典・金子充(2010)『反貧困のソーシャルワーク実践 NPO「ほっとポット」の挑戦』、明石書店
- 古田健一・竹下輝和・中園真人(1991)「公共賃貸住宅居住世帯の住まい方と最低居住水準に規定された住まい方の乖離について」、社団法人日本建築学会『日本建築学会計画系論文報告集』、第424号、pp.109-115
- 本間義人(1993)「IV 転換迫られる国の住宅政策」、住宅問題研究会・(財)日本住宅総合センター『住宅問題事典』東洋経済新報社、pp.32-44
- _____ (2009)『居住の貧困』、岩波新書
- 丸尾直美(1990)「住宅政策と福祉－社会保障との関係を中心に－」社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』東京大学出版会、pp.3-21
- 室田信一(2010)「『住宅セーフティネット』の拡充－家賃補助」埋橋孝文・連合総合生活開発研究所編『参加と連帶のセーフティネット 人間らしい品格ある社会への提言』ミネルヴァ書房、pp.215-235
- 森田学・中村良平(2004)「公営住宅における居住者便益と消費の非効率性」、日本経済研究センター『日本経済研究』、No.50、2004年9月、pp.19-37
- 森田学(2006)「各国の住宅手当制度の比較」価値総研『Best Value』Vol.11
- 八木寿明(2006)「転換期にある住宅政策－セーフティ・ネットとしての公営住宅を中心として－」国立国会図書館『レファレンス』平成18年1月号、pp.32-49
- 柳澤房子・井田敦彦(2006)「OECD 諸国における失業時の生活保障関連「給付」一覧」国立国会図書館『レファレンス』2004年4月号、pp.56-79
- 山崎福寿(2001)『経済学で読み解く土地・住宅問題 都市再生はこう進めよ』、東洋経済新報社
- Brady, K.L. and Downs, A. (1981) *Do housing allowances work?*, Washington, DC: Brookings Institution
- Fahey, Tony and Norris, Michelle (2010) "Housing", Castles, Francis G., Leibfried, Stephan, Obinger, Herbert and Pierson, Christopher ed. *The Oxford Handbook of the Welfare State*, Oxford University Press, pp.479-493
- Kemp, Peter A. (ed) (2007) *Housing allowance in comparative perspective*, The Policy Press
- Laferrére, Anne and Le Blanc, David (2004) "How do housing allowances affect rents? An empirical analysis of the French case" *Journal of Housing Economics*, Volume 13 1 (March), pp.36-67
- Shroder, Mark (2010) "Housing Subsidies and Work Incentives" *Munich Personal RePEc Archive MPRA Paper No. 26019*, posted 19. October 2010 / 20:36
- Kofner, Stefan (2007) "Housing allowances in Germany" in Kemp, Peter A. (ed) (2007)
- Newman, Sandra J (2007) "Housing allowances American styles: the Housing Choice" in Kemp, Peter A. (ed) (2007)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究

「年金クレジットのシミュレーション分析」

分担研究者：田中聰一郎（立教大学経済学部）

研究要旨

本研究では、最低保障年金に関する政策的含意を得るために、イギリスの最低保障年金である年金クレジットを参考にしたシミュレーションを行った。

明らかになった点は、以下のとおりである。

最低保障年金の政策効果のシミュレーション分析を行った。明らかになった点は、第1に、年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は3%ポイント前後の低下する点である。特に高齢者と高齢者以外の世帯員が同居している世帯において貧困率削減効果が大きいことが明らかになった。ただし、年金クレジットの給付単位を世帯単位にすると貧困削減効果は大きく低下することも同時に示された。第2に、高齢者単身世帯においては年金クレジットの導入によっても、高齢単身男性の貧困率は低下せず、高齢単身女性の場合でも1%強程度の低下である。これは単身世帯の年金クレジットの給付水準が相対的貧困ラインよりも低いことが主な原因として考えられる。

A. 研究目的

最低保障年金の役割について政策的関心が高まっている。高齢者の相対的貧困率は依然として高く、また将来的な高齢者の貧困の問題の可能性を考えると、今後の高齢者の所得保障制度の選択肢としての最低保障年金についての考察が不可欠であるように思われる。

そこで本研究ではイギリスの年金クレジットを参考にした、最低保障年金導入のマイクロ・シミュレーション分析を行い、政策的含意を得ることを目的としている。

B. 研究方法

本研究では、実際の日本の税制・社会保障制度を反映した税・社会保障モデルを作成し、最低保障年金導入の政策効果についてシミュレーションモデルにより推計した。なお「慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点の日本家計パネル」を用いて分析を行った。シミュレーションは、給付水準について、イギリスの年金クレジット、日本の生活保護基準を用いて分析を行なった。

C. 研究結果

明らかになった点は以下のとおりである。

第1に、年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は3%ポイント前後の低下する点である。特に高齢者と高齢者以外の世帯員が同居している世帯において貧困率削減効果が大きいことが明らかになった。ただし、年金クレジットの給付単位を世帯単位にすると貧困削減効果は大きく低下することも同時に示された。第2に、高齢者単身世帯においては年金クレジットの導入によって、高齢単身男性の貧困率は低下せず、高齢単身女性の場合でも1%強程度の低下である。

D. 考察

年金クレジット導入による貧困率の削減効果については、その給付水準および給付単位によって変化することをシミュレーションにより示した。

E. 結論

本研究では、最低保障年金に関する政策的含意を得るために、イギリスの最低保障年金である年金クレジットを参考にしたシミュレーションを行った。今後、最低保障年金の具体的な制度設計においては給付水準のみならず、高齢者以外の世帯員と同居している高齢者が一定割合いることから、給付単位についての議論も必要となる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 健康危険情報
なし

H. 知的財産権の出願・登録
なし

第5章 年金クレジットのシミュレーション分析

田中聰一郎(立教大学経済学部)
四方理人(年金シニアプラン総合研究機構 研究員)

要旨

本稿では最低保障年金の政策効果を推計するために、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査」を用いて、イギリスの年金クレジットを参考にしたシミュレーション分析を行った。明らかになった点は、以下のとおりである。

第1に、年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は3%ポイント前後の低下する点である。特に高齢者と高齢者以外の世帯員が同居している世帯において貧困率削減効果が大きいことが明らかになった。ただし、年金クレジットの給付単位を世帯単位にすると貧困率削減効果は大きく低下することも同時に示された。

第2に、高齢者単身世帯においては年金クレジットの導入によっても、高齢単身男性の貧困率は低下せず、高齢単身女性の場合でも1%強程度の低下である。これは単身世帯の年金クレジットの給付水準が相対的貧困ラインよりも低いことが主な原因として考えられる。

ただし、これらの評価は政府統計の大規模統計等を用いて大きなサンプル数を確保した分析によつても検討がなされるべきであり、その解釈については留保が必要である。

1 はじめに

最低保障年金に対する政策的関心は、民主党のマニフェストにその導入が言及されたこともあり、高まりを見せている。最後のセーフティネットである生活保護においても、高齢者の受給者は増加し、さらに高齢者世帯の保護率も上昇傾向にある。こうしたなか生活保護制度の抜本的改革として、現役世代向けの公的扶助制度と高齢者の生活保障制度を分離するという提案もなされている¹。

また高齢者の貧困率は依然として高く、また将来的な高齢者の貧困の増加の可能性を考えると²、今後の高齢者の所得保障制度の選択肢としての最低保障年金についての考察が不可欠であるように思われる。

本研究ではマイクロシミュレーション分析により、イギリスの最低保障年金である年金クレジットを導入した際の貧困率の削減効果を推計する。イギリスの年金クレジットは高齢者の最低所得保障の機能を果たす保証クレジット(Guarantee Credit)とその上乗せとなる貯蓄クレジット(Savings Credit)からなる。貯蓄クレジットは一定額以下であれば年金等収入の増加によっても給付が残る

¹ 地方団体の生活保護改革案において、高齢者向けの新たな生活保障制度の創設が議論されている（全国知事会・全国市長会 2006、指定都市市長会 2010）。

² 国際比較からは、高齢者（65歳以上）の相対的貧困率は、1990年代半ばから2000年代半ばにかけて1%ポイントほど減少したが、依然としてOECD平均よりも高い（OECD 2008）²。またライフイベントまで織り込んだダイナミックなマイクロシミュレーションである稻垣（2010）の推計によれば、2030年には低年金・無年金者を中心に公的年金水準の底上げが図られたのにも関わらず、私的扶養の縮小（一人ぐらしの高齢者の増加等）により、貧困層に分類される高齢者は増加するとされる。

ように制度設計されており、貯蓄や年金積立のインセンティブをもつていると考えられる。

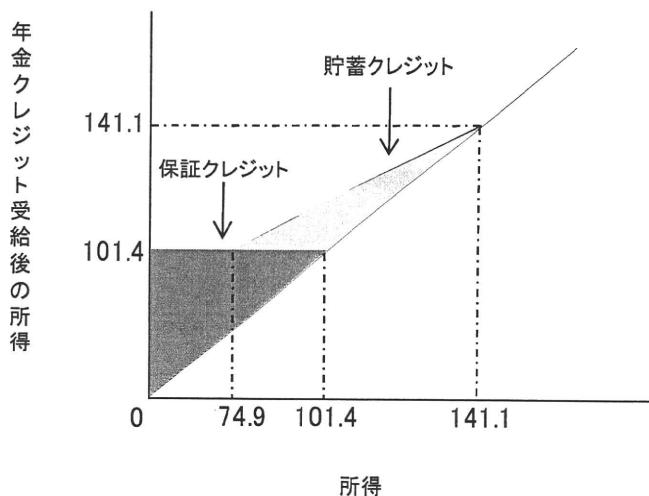
ここでの推計においては、日本の税制・社会保障制度(国民年金・厚生年金等)を前提として、イギリスと同様の年金クレジットを導入した際の政策効果について検討を行う。構成としては、第1に、イギリスの年金クレジットの制度概要と受給状況について検討する。第2にシミュレーション分析として、年金クレジットを現行の日本の社会保障制度に導入した際の貧困率の削減効果について分析を行う。

2 イギリスの年金クレジットの概要

(1) 制度概要³

先進諸国では最低保障年金の導入が進められている。イギリスでは、1999年に「最低所得保障」(Minimum Income Guarantee)が導入された⁴。2003年からは「年金クレジット」(Pension Credit)によって、高齢者の所得保証機能が果たされている。

図1 年金クレジットの概念図 (2009年単身、単位：年額万円⁵)



出所：筆者作成

図1に示されるように、年金クレジットには「保証クレジット」(Guarantee Credit)と「貯蓄クレジット」(Savings Credit)に分けられる。保証クレジットは文字通り、高齢者世帯の最低保障年金である。貯蓄クレジットは貯蓄インセンティブや年金積立のインセンティブを確保する観点から、年金等の収入が増加しても一定額の給付が残るように傾斜をつけた設計となっている。対象年齢は、保証クレジットは60歳以上、貯蓄クレジットは65歳以上である。夫婦・カップルでの申請場合はどちらかが当該年齢に達していれば、支給対象となる。

³ なお、本文の概要説明は2009年4月時点のものである。主にCPAG(2009)や岩間(2004)などを参考した。

⁴ 2003年の年金クレジットの導入により、資産要件の撤廃、申請の簡素化、就労時間制限の撤廃などの利用しやすく制度変更がなされた(岩間:2002)。

⁵ 本稿では1ポンド=150円で算定を行っている。

給付水準算定の際の世帯所得は本人とパートナーとの合算所得によってなされている。また資産に関しても一定の制限がある。

①保証クレジット:⁶最低所得保証額と世帯所得との差額を保証するものである。その際の世帯所得として算定に加えるのは年金(国家年金、企業年金、個人年金等)のほかに、税引き後の勤労所得や社会保障給付等が含まれる。なお、社会保障給付である介護手当(Attendance Allowance)、障害生活手当(Disability Living Allowance)、住宅給付(Housing Benefit)等は含まれない。イギリスの保証クレジットの最低所得保証額は、単身者で年額101.4万円(週130ポンド)、夫婦・カップルで年額154.8万円(週198.45ポンド)である。日本の生活保護基準(生活扶助基準+住宅扶助基準)、生活扶助基準、国民年金満額との対比をすれば、以下のような水準となる。

表1 年金クレジットと日本の所得保障の給付水準の対比(2009年)

イギリスの保証クレジット	単身者	101.4
	夫婦・カップル	154.8
生活保護基準	単身者	112.6
	夫婦・カップル	161.9
生活扶助基準	単身者	97.0
	夫婦・カップル	146.3
国民年金(満額)	単身者	79.2
	夫婦・カップル	158.4

注：生活保護基準額(1級地-1)は生活扶助(1類+2類+冬季加算6区×5ヶ月分)+住宅扶助。年齢はいずれも60-69歳のバンドを用いた。

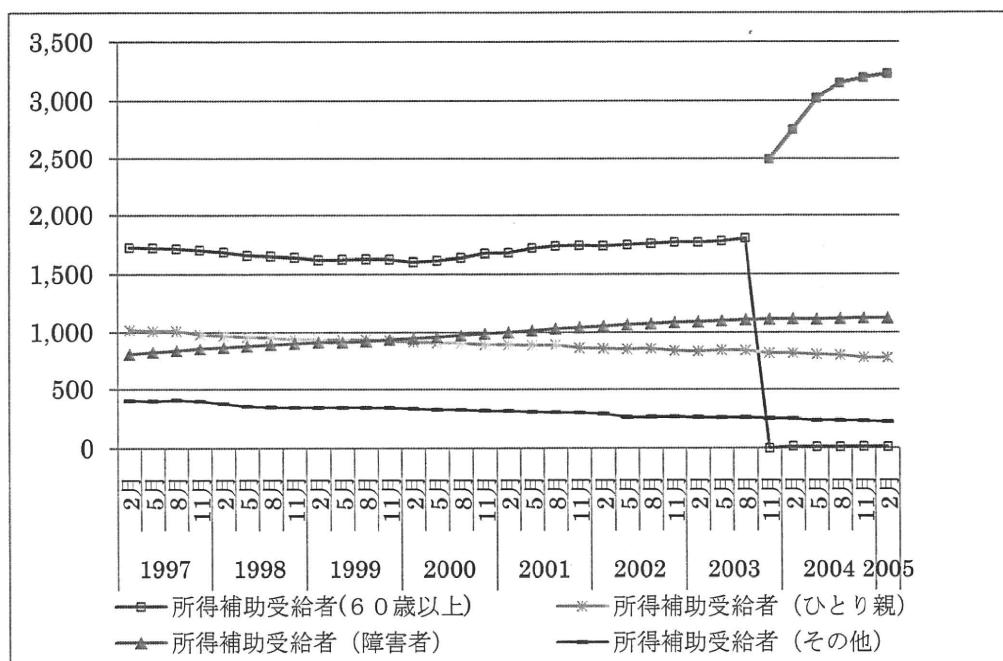
②貯蓄クレジット：貯蓄クレジットは、純所得が最低所得保証額以下である場合は、適用対象所得(Qualifying Income)と貯蓄クレジット下限(Savings Credit Threshold)の差額の60%となる(A額)。その上限額は、単身者で年額15.9万円(週20.4ポンド)、夫婦・カップル:年額21.1万円(週27.03ポンド)である。また貯蓄クレジットを受給を開始する貯蓄クレジット下限は、単身者で年額：74.9万円(週96ポンド)、夫婦・カップルで年額：119.6万円(週153.4ポンド)である。純所得が最低所得保証額を上回る場合は、A額-40%×(総所得-最低所得保証額)という算定式によって給付がなされる。なお貯蓄クレジットについては、単身者で年額：141.1万円(週181ポンド)、夫婦・カップルで年額：207.4万円(週266ポンド)まで受給できる。

⁶ なお、障害者(単身者の場合：週52.85ポンド、夫婦・カップルの場合どちらかが有資格の場合：週52.85ポンド、夫婦・カップル共に有資格の場合：週107.7ポンド)や介護者(単身者の場合：週29.5ポンド、夫婦・カップルの場合どちらかが有資格の場合：週29.5ポンド、夫婦・カップル共に有資格の場合週59.0ポンド)、住宅コスト等に関連する加算もあるが、ここでは通常の基準額を記載した。

③資産に関する所得への換算基準:前述のように、年金クレジットについては、資産保有に関する制約がある。資産額が90万円(6000ポンド⁷)から、7.5万円(500ポンド)を超えるごとに年0.78万円(週1ポンド)の所得があるとして世帯所得を換算する。そのため資産保有額が大きくなるにつれて、年金クレジット額は減少することとなる。この際の資産には、預貯金や有価証券、自宅以外の不動産等が含まれる。

(2) 受給者状況

図2 イギリスの年金クレジットと公的扶助制度(所得補助)の受給者数(単位:千人)



出所: Department of Work and Pensions の HP より筆者作成

(<http://research.dwp.gov.uk/asd/tabtool.asp> : アクセス日 2011年3月1日)

注:「60歳以上」については、本人が60歳未満であっても、パートナーが60歳以上で所得補助をうける場合もカウントされている。

図2は、イギリスの公的扶助制度である所得補助(Income Support)の受給者構成について示したものである。この図からイギリスにおいて年金クレジットが導入されたことにより、最低保障年金と公的扶助制度との役割分担が整理されたことが理解できる。まず第1に、2003年10月に年金クレジットが導入されたことにより、高齢者(ここでは60歳以上の意)の所得補助の受給者がほぼ一下子なくなったことである⁸。第2に、年金クレジットの受給者は2003年11月時点で249.5万人であり、60

⁷ 介護施設等に入居している場合は10000ポンドとなる。

⁸ 一部、所得補助を受給している高齢者がいる。また Mike Brewer et al. (2007) に示されているように、

歳以上の所得補助の受給者が 180.3 万人あることを考えると、公的扶助との代替機能以上の政策的効果をもたらしていると考えることができる。

なお、給付実績については、導入以降年々増加し、2009 年 8 月時点で年金クレジットの受給者は 334.9 万人、保証クレジットのみ受給しているのが 113.5 万人(34%)、貯蓄クレジットのみ受給しているのは 79.4 万人(24%)、両方受給しているものは、141.9 万人(42%)となっている。

また、労働党政権下の年金受給者の貧困率の減少も著しい。Mike Brewer et al.(2009)の研究によれば、年金受給者の貧困率(この研究の場合、貧困線は中位値の 60%で把握されている)はブレア政権が誕生した 1997/98 年の 29.1%から 2007/08 年の 18.1%とおよそ 10%ポイントも減少している。

3 シミュレーション

(1) データ

本研究の使用データは、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査」(Japan Household Panel Survey、以下 JHPS と略記する)の個票データである。JHPS の調査票からは、当初所得(①勤め先年間収入、②自営・事業収入・内職収入、③家賃・地代収入、④利子・配当金、⑤仕送り金・受贈金の受取額、⑦企業年金・個人年金、⑪その他)と、社会保障給付(⑥公的年金、⑧失業給付・育児休業給付、⑨児童手当・児童扶養手当、⑩生活保護給付)が記載されているが、所得税、住民税、社会保険料が記載されていない。そのため本稿では、2008 年の日本の制度に反映した税・社会保障モデル⁹を独自に作成し、所得税・住民税・社会保険料を推計した。当初所得に社会保障給付を加え、推計された所得税・住民税・社会保険料を差し引き、可処分所得を算出した。なおデータのクリーニングとして所得票に記載がないサンプル、配偶者もしくは本人が単身赴任により別世帯となっているサンプル、税・社会保障モデルを推定後の可処分所得がゼロ以下となる世帯、子どもがいないのにも関わらず「児童手当・児童扶養手当」の給付を受けている世帯を除いた。

また本稿では年金クレジットのシミュレーションのため、生活保護受給世帯をサンプルから除いた¹⁰。その理由としては、年金クレジットは夫婦・カップル単位で給付されるが、生活保護は世帯単位で給付されるために整合性がとれないからである。具体的には、高齢者と高齢者以外の世帯員から構成される世帯においては夫婦・カップル単位の年金クレジットを導入しても、他の世帯員も含めて算定された生活保護費を差し引くことができない。そのため本稿では生活保護受給世帯をサンプルからのぞいた。すなわち生活保護を受給していない高齢者の貧困率の変化を検証することとした。

年金クレジットの捕捉率にはばらつきがある。保証クレジットのみの場合は、単身男性で 82%、単身女性で 86%、夫婦・カップルで 66%、保証クレジット+貯蓄クレジットの場合は単身男性で 76.5%、単身女性で 80%、夫婦・カップルで 79.5%であるが、貯蓄クレジットのみの場合は単身男性で 52%、単身女性で 52%、夫婦で 47%と大幅に低下する。

⁹ 所得税・住民税・社会保険料の推計の方法、ウェイト等の税・社会保障モデルの詳細については田中・四方(2010)を参照のこと。

¹⁰ データクリーニング後の生活保護受給世帯は 22 サンプルあり、そのうち 65 歳以上の高齢者がいる世帯は 9 サンプルであった。

(2) シミュレーション概要

マイクロシミュレーションの手法¹¹を用いて、高齢者の貧困率の変動を推計する。以下の3つのシミュレーションを実施した。

表2 シミュレーションの概要

	年金クレジットの設計			
	給付水準		資産を所得換算する際の基準額	世帯所得の単位
	保証クレジット	貯蓄クレジット		
Sim1	イギリスの基準額	イギリスの基準額	90万円	夫婦・カップル単位
Sim2	生活保護基準	イギリスの基準額	90万円	夫婦・カップル単位
Sim3	生活保護基準	イギリスの基準額	90万円	世帯単位

出所：筆者作成

①年金クレジットの給付水準：保証クレジットはイギリスの基準額あるいは日本の生活保護基準を用いている。貯蓄クレジットはイギリスの基準額とした¹²。

②資産に関する所得への換算基準：イギリスの換算方式に合わせて、資産が90万円を超えると7.5万円超えるごとに0.78万円を年間所得として換算するようにした。資産には、JHPSの世帯の預貯金と有価証券の保有額（世帯合計額）を用いた。

③世帯所得：本推計ではJHPSの勤労収入、自営・内職収入、家賃収入、公的年金、企業年金、利子、その他の所得の合計を所得の定義とした。世帯所得の範囲については、同一世帯の世帯員全員の所得を合算する方法と、夫婦・カップルの場合は所得について夫婦合算を行う方法の2つを採用した。社会保障給付においては、家族扶養に関する考え方と関連して、世帯所得の範囲をどこまでにするかが重要な論点となりうる。そのため世帯所得の範囲を検討事項とした。

¹¹ マイクロシミュレーションとは個票を用いて、政策変更の効果等について検証を行なうものであるが、個々の経済主体の行動が変化しないと仮定した静的なマイクロシミュレーションとライフィベント（人口動態や就業行動等）まで考慮した動的なマイクロシミュレーションがある。本稿は前者のタイプである。なお国内の公的年金に関するダイナミックなマイクロシミュレーションとして、白石（2009）や稻垣（2010）等の研究がある。

¹² ただし保証クレジットの金額を生活保護基準にする際には、それにあわせて貯蓄クレジット受給の下限所得と上限所得を調整している。なお貯蓄クレジットの算定において用いられる所得の定義は、適用対象所得、純所得と異なるが、これも③の定義のもので統一した。

(3) 貧困率の変化

表3 年金クレジット導入前後の高齢者の貧困率の変化

現行制度 (2008年)	Sim1		Sim2		Sim3		
	年金クレジット(イギリス)		年金クレジット(生保基準)		年金クレジット(生保基準)+世帯単位		
	貧困率	貧困率 削減	貧困率	貧困率 削減	貧困率	貧困率 削減	
高齢者の状況	(%)	(%) (%ポイント)	(%)	(%) (%ポイント)	(%)	(%) (%ポイント)	
世帯類型							
高齢者単身世帯 (単身男性)	36.4 18.1	36.4 18.1	0.0 0.0	35.4 18.1	1.0 0.0	35.4 18.1	1.0 0.0
(単身女性)	43.2	43.2	0.0	41.8	1.3	41.8	1.3
高齢者2人以上世帯	6.7	6.7	0.0	6.5	0.2	6.5	0.2
その他世帯	16.7	11.6	5.1	10.7	6.0	16.6	0.1
総計	16.4	13.8	2.6	13.1	3.2	16.1	0.3

注1：高齢者は65歳以上としている。

注2：総計は高齢者の貧困率である。

表3は、年金クレジット導入前後の高齢者の貧困率の削減効果をみたものである。まず、世帯類型別の貧困率を検討する。高齢者の世帯類型は、単身世帯、高齢者2人以上世帯（高齢者のみ世帯である。ただし単身世帯を除いている）、その他世帯（世帯員の中に高齢者でない人がいる世帯）とした。それぞれのサンプル数は、単身世帯で97世帯（単身男性27世帯、単身女性70世帯）、高齢者2人以上世帯で364世帯、その他世帯で1041世帯である。

本稿が用いる貧困率は、等価可処分所得の中位値の50%を貧困線とした場合の相対的貧困率である。等価可処分所得とは、世帯可処分所得を世帯人員の0.5乗で割ったものである。なお、貧困ラインは年金クレジットの導入前の貧困ラインで固定されており、年金クレジットを導入することにより貧困ライン自体が変動しないようにしている。

表3から読み取れるのは、第1に、年金クレジットの導入によって高齢者全体の貧困率が減少している点である。年金クレジットの給付を夫婦単位・カップル単位で行っている(Sim1)、(Sim2)の場合は、貧困率の削減が3%前後となっている。その一方で、世帯単位で分析を行なっている(Sim3)の場合は、貧困率の削減が1%弱となり、その効果は大きく低下する。

第2に、世帯類型別に確認すれば、その他世帯において、年金クレジットの貧困率の削減が大きいということである。これは私的扶養によって見出されることができなかった低所得の高齢者に対して年金クレジットが大きな効果を持っていると考えられる。そのことは反対にいえば、給付の単位を世帯

単位とするとSim3のように貧困率の削減がほとんどなくなってしまうことがわかる。

第3に、年金クレジットの給付水準と貧困率の削減効果についての関係である。Sim1(イギリスの年金クレジットの水準)においては単身男性世帯、単身女性世帯においてその貧困削減効果が見出されなかつた¹³。一方で、Sim2(生活保護基準並みの給付水準)においては、単身男性世帯は変化しなかつたが、単身女性世帯の場合は1%強の貧困率の削減がみられた。単身世帯においては貧困率の変化は大きいとはいえないが、それはイギリスの保証クレジットの満額の給付水準(日本の生活保護基準並みの給付水準)でも相対的貧困ラインより低いことが主な原因として考えられる。

ただし、こうした分析結果については、政府統計の大規模統計等を用いて大きなサンプル数を確保した分析によっても検討がなされるべきであり、一定の留保が必要である。

4 まとめ

本研究では現行の年金制度と生活保護制度に、最低保障年金の年金クレジットを導入した際の貧困削減効果の検証をおこなった。

第1に、年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は3%ポイント前後の低下する点である。特に高齢者と高齢者以外の世帯員が同居している世帯において貧困率削減効果が大きいことが明らかになった。ただし、年金クレジットの給付単位を世帯単位にすると貧困率削減効果は大きく低下することも同時に示された。

第2に、高齢者単身世帯においては年金クレジットの導入によつても、高齢単身男性の貧困率は低下せず、高齢単身女性の場合でも1%強程度の低下である。これは単身世帯の年金クレジットの給付水準が相対的貧困ラインよりも低いことが主な原因として考えられる。

本稿のシミュレーション分析は、前提としては日本の現行の税制・社会保障(国民年金・厚生年金)を基盤としたものであるため、一元的な所得比例年金創設等の、今後の高齢者に対する所得保障制度全体の考察までは至っていない。また長期的には、人口動態の変動まで含めた、年金受給に関する動的なシミュレーションも必要となり、今後の課題として残されている。

参考文献

- 阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因－1980－2000年代の貧困率上昇の要因分析－」,小塩隆士・田近栄治・府川哲夫『日本の所得分配一格差拡大と政策の役割』東京大学出版会。
岩間大和子(2004)「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向・スウェーデン、イギリスの改革を中心

¹³ ただし生活保護受給世帯をサンプルに残し、年金クレジット(生活保護基準並み)を導入し、生活保護費を差し引いた場合(すなわち高齢者向けの公的扶助を生活保護から年金クレジットに変更した場合)は、高齢単身男性の、高齢女性単身の貧困率は削減、高齢者のみ世帯の貧困率は〇%の削減となる。したがって、生活保護受給世帯における年金クレジットの効果は大きいと考えることもできる。もっともこうした分析も少ないサンプル数の分析であるために、留保が必要である。

に』『レファレンス』第54巻第1号、pp11-45。

稻垣誠一(2010)「マイクロシミュレーションモデルを用いた公的年金の所得保障機能の分析」『季刊社会保障研究』第46巻第1号、pp23-34。

白石浩介(2009)「公的年金改革のマイクロシミュレーション」日本財政学会『少子高齢化社会の財政システム』有斐閣

高山憲之(2011)『子ども手当と年金』岩波書店

田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」、『経済研究』第56巻第4号、pp.304-316。

田中聰一郎・四方理人(2010)「給付つき税額控除と子ども手当の貧困削減効果」『貧困研究』第5号、pp.99-109。

山田篤裕(2005)「日本における高齢者の相対的貧困・低所得の分析－公的年金制度とそれ以外の所得要素の影響－」、『日本年金学会誌』第25号、pp.60-70。

CAPG(2009), *Welfare benefits and tax credit handbook*, CAPG

Brewer, Mike, Browne, James, Emmerson, Carl, Goodman, Alissa, Muriel, Alastair and Tetlow, Gemma (2007) *Pensioner poverty over the next decade: what role for tax and benefit reform?*, IFS Commentaries 103.

Brewer, Mike, Muriel, Alastair, Phillips, David and Sibeta, Luke(2009) *Poverty and inequality in the UK: 2009*, IFS Commentaries 109.

OECD(2008), *Growing Unequal?*, OECD.

OECD(2009), *Pensions at a Glance 2009*, OECD.

<統計・資料>

指定都市市長会(2010)「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」(アクセス日:2011年3月1日)

URL : http://www.siteitosi.jp/activity/pdf/H22_10_21_01.pdf

全国知事会・全国市長会(2006)「新たなセーフティネットの提案」(アクセス日:2011年3月1日)

URL:<http://www.mayors.or.jp/rokudantai/teigen/181025safetynet/documents/honbun.pdf>

<謝辞>

本研究は慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点による「日本家計パネル調査」の提供を受けた。関係者各位に感謝申し上げます。